

各種事務事業の取扱い 学校教育に関すること

(協議会協議項目)

行政制度調整方針（協議会協議項目）

教育部会	各種事務事業の取扱い 学校教育に関すること
------	-----------------------

分 類	調 整 項 目	調 整 方 針
幼稚園	幼稚園の設置	現行のとおりとする。
	私立幼稚園就園奨励費補助	中条町の例による。
小学校	小学校の設置	現行のとおりとする。
	学童保育	合併時に中条町の例により統一する。 ただし、実施個所については現行のとおりとする。
中学校	中学校の設置	現行のとおりとする。
施設管理	学校開放	合併時に中条町の例により統一する。 ただし、開放施設については現行のとおりとする。
教育の多様化	国際化教育	合併時に中条町の例により統一する。
	人権教育	合併時に中条町の例により統一する
給食及び給食センター	給食方式	現行のとおりとする。
	米給食推進補助金	中条町の例による。
	学校供給用米粉パン供給事業	合併後に調整する。 ただし、合併年度は現行のとおりとする。
教育支援事業	要保護、準要保護児童生徒就学援助	合併時に中条町の例により統一する。 ただし、合併年度は現行のとおりとする。
	特殊教育就学援助	両町村で差異がないため、現行のとおりとする。
	特殊諸学校就学援助制度	中条町の例による。
	奨学金	両町村の制度をもとにして、新たな制度を定める。 ただし、合併時において貸付されているものについて現行の制度を適用する。
	私立学校学費助成制度	両町村で差異がないため、現行のとおりとする。
	私立幼稚園教育振興補助	中条町の例による。
その他	教育活動補助金	中条町の例による。 ただし、合併年度については現行のとおりとする。
	遠距離児童生徒通学費補助	黒川村の例による。

行政制度調整表

専門部会	7	教育部会	分類	1	幼稚園
分科会	2	学校教育分科会	調整項目	1	幼稚園の設置

中条町担当	教育課	学校教育係	担当者名	
黒川村担当	庶務課	学校教育係	担当者名	

現況			調整方針	備考																			
記載事項	中条町	黒川村																					
公立幼稚園数 (平成15年5月1日)	1園(認可定員 140名)	該当なし	現行のとおりとする。																				
名称	中条町立本条幼稚園																						
学級数・園児数 (平成15年5月1日)	3歳児 2クラス、29名 4歳児 1クラス、20名 5歳児 1クラス、30名 合計 4クラス、79名																						
入園料	なし																						
保育料	月額 7,000円 (年額 77,000円)																						
入園料及び保育料 の減免	中条町に住所を有する3歳児、4歳児、5歳児を公立幼稚園に通園させている保護者に対して、就園奨励のために必要と認められた時は、園児の属する世帯の所得に応じて保育料を減免することができる 生活保護世帯・町民税所得割非課税世帯 第1子 20,000円 第2子 37,000円 町民税所得割課税額が5,000円以下の世帯 第1子 13,000円 第2子 13,000円 町民税所得割課税額が5,001円～10,000円以下の世帯 第1子 5,000円 第2子 5,000円 4月1日に満10歳以下の児童が同一世帯に3人以上いる場合に、第3子以降の保育料を無料とする。																						
関係法令等	中条町立幼稚園設置条例 中条町立幼稚園規則				<table border="1"> <tr> <td colspan="2">財政への影響額</td> <td colspan="2">単位：千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>予算額</td> <td>調整後見込額</td> <td>影響額(増減)</td> </tr> <tr> <td>中条町</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>黒川村</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	財政への影響額		単位：千円			予算額	調整後見込額	影響額(増減)	中条町				黒川村				計	
財政への影響額		単位：千円																					
	予算額	調整後見込額	影響額(増減)																				
中条町																							
黒川村																							
計																							

行政制度調整表

専門部会	7	教育部会	分類	1	幼稚園
分科会	2	学校教育分科会	調整項目	2	私立幼稚園就園奨励費補助

中条町担当	教育課	学校教育係	担当者名	
黒川村担当	庶務課	学校教育係	担当者名	

現況		調整方針	備考
記載事項	中条町		
名称	私立幼稚園就園奨励費補助金	該当なし	中条町の例による。
制度概要	私立幼稚園の設置者が保育料を減免する場合に補助を行う。		
入園料及び保育料の補助額	<p>中条町に住所を有する当該幼稚園に在園する3歳児、4歳児及び5歳児に対し、入園料及び保育料を減免する場合に、次の範囲内において補助を行う。</p> <p>生活保護世帯・町民税非課税世帯 第1子 137,700円 第2子 180,000円 第3子 222,000円</p> <p>町民税所得割非課税世帯 第1子 104,900円 第2子 157,000円 第3子 209,000円</p> <p>町民税所得割課税額が8,800円以下の世帯 第1子 80,400円 第2子 141,000円 第3子 200,000円</p> <p>町民税所得割課税額が102,100円以下の世帯 第1子 56,500円 第2子 124,000円 第3子 190,000円</p> <p>第2子、第3子の場合は、私立幼稚園教育振興補助金と比較して補助額の高い規定を適用する。 (私立幼稚園教育振興補助金) 同一世帯から2人以上通園している場合に、第2子の保育料の半額を補助する 同一世帯で4月1日現在に満10歳以下の児童が3人以上いる場合に、第3子以降の保育料全額を補助する。</p>		
H13年度決算額	1,456,300円		財政への影響額 単位：千円 予算額 調整後見込額 影響額(増減)
H14年度決算額	970,300円		中条町 黒川村 計
関係法令等	中条町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱 中条町私立幼稚園教育振興補助金交付要綱		備考 平成15年度当初予算ベース

行政制度調整表

専門部会	7	教育部会	分類	2	小学校
分科会	2	学校教育分科会	調整項目	1	小学校の設置

中条町担当	教育課	学校教育係	担当者名	
黒川村担当	庶務課	学校教育係	担当者名	

現況					調整方針	備考																														
記載事項	中条町		黒川村		調整方針	備考																														
名称・位置	設置数 ... 5校 <table border="1"> <thead> <tr> <th>小学校の名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中条町立中条小学校</td> <td>中条町大川町 16 番 56 号</td> </tr> <tr> <td>中条町立柴橋小学校</td> <td>中条町大字柴橋 1155 番地</td> </tr> <tr> <td>中条町立本条小学校</td> <td>中条町西条町 3 番 10 号</td> </tr> <tr> <td>中条町立きのと小学校</td> <td>中条町大字山屋 120 番地</td> </tr> <tr> <td>中条町立築地小学校</td> <td>中条町大字築地 3467 番地</td> </tr> </tbody> </table>		小学校の名称	位置			中条町立中条小学校	中条町大川町 16 番 56 号	中条町立柴橋小学校	中条町大字柴橋 1155 番地	中条町立本条小学校	中条町西条町 3 番 10 号	中条町立きのと小学校	中条町大字山屋 120 番地	中条町立築地小学校	中条町大字築地 3467 番地	設置数 ... 3校 <table border="1"> <thead> <tr> <th>小学校の名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>黒川村立黒川小学校</td> <td>黒川村大字黒川 1076 番地の 1</td> </tr> <tr> <td>黒川村立鼓岡小学校</td> <td>黒川村大字鼓岡 1078 番地</td> </tr> <tr> <td>黒川村立大長谷小学校</td> <td>黒川村大字大長谷 51 番地の 1</td> </tr> </tbody> </table>		小学校の名称	位置	黒川村立黒川小学校	黒川村大字黒川 1076 番地の 1	黒川村立鼓岡小学校	黒川村大字鼓岡 1078 番地	黒川村立大長谷小学校	黒川村大字大長谷 51 番地の 1	現行のとおりとする。									
小学校の名称	位置																																			
中条町立中条小学校	中条町大川町 16 番 56 号																																			
中条町立柴橋小学校	中条町大字柴橋 1155 番地																																			
中条町立本条小学校	中条町西条町 3 番 10 号																																			
中条町立きのと小学校	中条町大字山屋 120 番地																																			
中条町立築地小学校	中条町大字築地 3467 番地																																			
小学校の名称	位置																																			
黒川村立黒川小学校	黒川村大字黒川 1076 番地の 1																																			
黒川村立鼓岡小学校	黒川村大字鼓岡 1078 番地																																			
黒川村立大長谷小学校	黒川村大字大長谷 51 番地の 1																																			
敷地面積及び建物面積	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>敷地面積</th> <th>建物面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中条町立中条小学校</td> <td>23,406 m²</td> <td>7,952 m²</td> </tr> <tr> <td>中条町立柴橋小学校</td> <td>10,174 m²</td> <td>2,339 m²</td> </tr> <tr> <td>中条町立本条小学校</td> <td>12,639 m²</td> <td>3,459 m²</td> </tr> <tr> <td>中条町立きのと小学校</td> <td>38,339 m²</td> <td>6,719 m²</td> </tr> <tr> <td>中条町立築地小学校</td> <td>33,800 m²</td> <td>7,184 m²</td> </tr> </tbody> </table>			敷地面積	建物面積	中条町立中条小学校	23,406 m ²	7,952 m ²	中条町立柴橋小学校	10,174 m ²	2,339 m ²	中条町立本条小学校	12,639 m ²	3,459 m ²	中条町立きのと小学校	38,339 m ²	6,719 m ²	中条町立築地小学校	33,800 m ²	7,184 m ²	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>敷地面積</th> <th>建物面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>黒川村立黒川小学校</td> <td>15,670 m²</td> <td>5,096 m²</td> </tr> <tr> <td>黒川村立鼓岡小学校</td> <td>16,168 m²</td> <td>2,757 m²</td> </tr> <tr> <td>黒川村立大長谷小学校</td> <td>17,596 m²</td> <td>2,524 m²</td> </tr> </tbody> </table>			敷地面積	建物面積	黒川村立黒川小学校	15,670 m ²	5,096 m ²	黒川村立鼓岡小学校	16,168 m ²	2,757 m ²	黒川村立大長谷小学校	17,596 m ²	2,524 m ²		
	敷地面積	建物面積																																		
中条町立中条小学校	23,406 m ²	7,952 m ²																																		
中条町立柴橋小学校	10,174 m ²	2,339 m ²																																		
中条町立本条小学校	12,639 m ²	3,459 m ²																																		
中条町立きのと小学校	38,339 m ²	6,719 m ²																																		
中条町立築地小学校	33,800 m ²	7,184 m ²																																		
	敷地面積	建物面積																																		
黒川村立黒川小学校	15,670 m ²	5,096 m ²																																		
黒川村立鼓岡小学校	16,168 m ²	2,757 m ²																																		
黒川村立大長谷小学校	17,596 m ²	2,524 m ²																																		
関係法令等	・中条町立学校設置条例		黒川村立学校設置条例		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">財政への影響額</th> <th colspan="2">単位：千円</th> </tr> <tr> <th></th> <th>予算額</th> <th>調整後見込額</th> <th colspan="3">影響額（増減）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中条町</td> <td></td> <td></td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>黒川村</td> <td></td> <td></td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td colspan="3"></td> </tr> </tbody> </table> 備考 平成15年度当初予算ベース		財政への影響額				単位：千円			予算額	調整後見込額	影響額（増減）			中条町						黒川村						計					
財政への影響額				単位：千円																																
	予算額	調整後見込額	影響額（増減）																																	
中条町																																				
黒川村																																				
計																																				

行政制度調整表

専門部会	7	教育部会	分類	2	小学校
分科会	2	学校教育分科会	調整項目	5	学童保育

中条町担当	教育課	学校教育係	担当者名	
黒川村担当	庶務課	学校教育係	担当者名	

現況		調整方針	備考																				
記載事項	中条町	黒川村																					
	<p>平成16年度から大幅に改正するため16年度事業を提示します。</p> <p>実施個所（小学校内です。）</p> <p>中条なかよしクラブ 大川町16番56号 きのとなかよしクラブ 山屋120番地 築地なかよしクラブ 築地3467番地 本条なかよしクラブ 西条町3番10号</p> <p>対象児童 保護者の就労又は疾病等により、その保育に欠ける小学校低学年児童</p> <p>開設日・時間 日曜日・国民の祝日・12月30日から1月3日の日を除く日 放課後から午後7時まで。学校休業日は午前8時から午後6時</p> <p>負担金 児童1人につき月額3千円。春・夏・冬休みのみ利用する場合は別料金</p> <p>保険料 入会したら町で年間500円の保険に加入する。</p>	<p>実施個所（黒川村村民ホール内）</p> <p>わくわくクラブ 黒川1647-1</p> <p>対象児童 就労等により放課後保護者が家庭にいない小学校低学年児童</p> <p>開設日・時間 土曜日・日曜日・国民の祝日・12月28日から1月3日を除く日 放課後から午後6時まで。学校休業日は午前9時から午後6時</p> <p>料金 利用日数や時間で徴収。</p> <p>保険料 村民ホール全体で加入</p>	<p>合併時に中条町の例により統一する。 ただし、実施箇所については現行のとおりとする。</p>																				
			<table border="1"> <tr> <td colspan="2">財政への影響額</td> <td colspan="2">単位：千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>予算額</td> <td>調整後見込額</td> <td>影響額（増減）</td> </tr> <tr> <td>中条町</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>黒川村</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	財政への影響額		単位：千円			予算額	調整後見込額	影響額（増減）	中条町				黒川村				計			
財政への影響額		単位：千円																					
	予算額	調整後見込額	影響額（増減）																				
中条町																							
黒川村																							
計																							
関係法令等	<p>中条町なかよしクラブ設置条例 中条町なかよしクラブ設置条例施行規則</p>		備考 平成15年度当初予算ベース																				

行政制度調整表

専門部会	7	教育部会	分類	3	中学校
分科会	2	学校教育分科会	調整項目	1	中学校の設置

中条町担当	教育課	学校教育係	担当者名	
黒川村担当	庶務課	学校教育係	担当者名	

現況			調整方針	備考																
記載事項	中条町	黒川村																		
名称・位置	設置数 ... 3校 <table border="1"> <thead> <tr> <th>中学校の名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中条町立中条中学校</td> <td>中条町東本町 16 番 57 号</td> </tr> <tr> <td>中条町立乙中学校</td> <td>中条町大字大出 1773 番地の 1</td> </tr> <tr> <td>中条町立築地中学校</td> <td>中条町大字築地 3713 番地</td> </tr> </tbody> </table>	中学校の名称	位置	中条町立中条中学校	中条町東本町 16 番 57 号	中条町立乙中学校	中条町大字大出 1773 番地の 1	中条町立築地中学校	中条町大字築地 3713 番地	設置数 ... 1校 <table border="1"> <thead> <tr> <th>中学校の名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>黒川村立黒川中学校</td> <td>黒川村大字太田野原 62 番地の 62</td> </tr> </tbody> </table>	中学校の名称	位置	黒川村立黒川中学校	黒川村大字太田野原 62 番地の 62	現行のとおりとする。					
中学校の名称	位置																			
中条町立中条中学校	中条町東本町 16 番 57 号																			
中条町立乙中学校	中条町大字大出 1773 番地の 1																			
中条町立築地中学校	中条町大字築地 3713 番地																			
中学校の名称	位置																			
黒川村立黒川中学校	黒川村大字太田野原 62 番地の 62																			
敷地面積及び建物面積	<table border="1"> <thead> <tr> <th>中学校の名称</th> <th>敷地面積</th> <th>建物面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中条町立中条中学校</td> <td>24,678 m²</td> <td>6,880 m²</td> </tr> <tr> <td>中条町立乙中学校</td> <td>27,633 m²</td> <td>4,855 m²</td> </tr> <tr> <td>中条町立築地中学校</td> <td>30,020 m²</td> <td>5,229 m²</td> </tr> </tbody> </table>	中学校の名称	敷地面積	建物面積	中条町立中条中学校	24,678 m ²	6,880 m ²	中条町立乙中学校	27,633 m ²	4,855 m ²	中条町立築地中学校	30,020 m ²	5,229 m ²	<table border="1"> <thead> <tr> <th>中学校の名称</th> <th>敷地面積</th> <th>建物面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>黒川村立黒川中学校</td> <td>66,122 m²</td> <td>5,420 m²</td> </tr> </tbody> </table>	中学校の名称	敷地面積	建物面積	黒川村立黒川中学校	66,122 m ²	5,420 m ²
中学校の名称	敷地面積	建物面積																		
中条町立中条中学校	24,678 m ²	6,880 m ²																		
中条町立乙中学校	27,633 m ²	4,855 m ²																		
中条町立築地中学校	30,020 m ²	5,229 m ²																		
中学校の名称	敷地面積	建物面積																		
黒川村立黒川中学校	66,122 m ²	5,420 m ²																		
関係法令等	・中条町立学校設置条例	・黒川村立学校設置条例	財政への影響額 単位：千円 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>予算額</th> <th>調整後見込額</th> <th>影響額(増減)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中条町</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>黒川村</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> 備考 平成15年度当初予算ベース			予算額	調整後見込額	影響額(増減)	中条町				黒川村				計			
	予算額	調整後見込額	影響額(増減)																	
中条町																				
黒川村																				
計																				

行政制度調整表

専門部会	7	教育部会	分類	5	施設管理
分科会	2	学校教育分科会	調整項目	4	学校開放

中条町担当	教育課	スポーツ振興係	担当者名	
黒川村担当	庶務課	学校教育係	担当者名	

現 況		調 整 方 針	備 考																								
記載事項	中 条 町			黒 川 村																							
名 称	中条町立小学校及び中学校の学校開放	黒川村立小学校及び中学校の学校開放	合併時に中条町の例により統一する。 ただし、開放施設については現行のとおりとする。																								
目 的	社会体育の普及振興の為	社会体育の普及振興の為																									
制度概要	社会体育活動の場として学校体育施設を開放	社会体育活動の場として学校体育施設を開放																									
開放施設	中条小学校 本条小学校 柴橋小学校 きのと小学校 の体育館・グラウンド 築地小学校 中条中学校 乙中学校 築地中学校	黒川中学校 黒川小学校 大長谷小学校 鼓岡小学校																									
対 象 者	成年に達した指導者又は責任者のある団体で、あらかじめ中条町委員会に登録し、委員会が適当と認めたものでなければならない。	全村民、ただし未成年者については成年に達した指導者又は、責任者のある団体で委員会が適当と認めたものでなければならない。																									
禁止事項	1. 使用の目的又は内容が、公の秩序又は善良の風俗に反するとき。 2. 営利を目的とする使用が認められるとき。 3. 使用の目的又は方法が、学校施設又は付属施設を損傷するおそれがあるとき。 4. その他学校教育上支障があるとき。	1. 使用の目的又は内容が、公の秩序又は善良の風俗に反するとき。 2. 営利を目的とする使用が認められるとき。 3. 使用の目的又は方法が、学校施設又は付属施設を損傷するおそれがあるとき。 4. その他学校教育上支障があるとき。																									
責 任 者	教育委員会	教育委員会																									
管 理 員	教育委員会	教育委員会																									
付属機関等	中条町学校体育施設開放運営委員会	なし																									
関係法令等	中条町立学校施設使用条例 学校体育施設開放運営委員会規則	黒川村立小学校及び中学校の施設に関する規則 黒川村立学校施設使用規則 黒川村立学校使用料条例																									
		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">財政への影響額</th> <th colspan="2">単位：千円</th> </tr> <tr> <th></th> <th>予算額</th> <th>調整後見込額</th> <th>影響額（増減）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中条町</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>黒川村</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">備考 平成15年度当初予算ベース</td> </tr> </tbody> </table>		財政への影響額		単位：千円			予算額	調整後見込額	影響額（増減）	中条町				黒川村				計				備考 平成15年度当初予算ベース			
財政への影響額		単位：千円																									
	予算額	調整後見込額	影響額（増減）																								
中条町																											
黒川村																											
計																											
備考 平成15年度当初予算ベース																											

行政制度調整表

専門部会	7	教育部会	分類	6	教育の多様化
分科会	2	学校教育分科会	調整項目	3	国際化教育

中条町担当	教育課	学校教育係	担当者名	
黒川村担当	庶務課	学校教育係	担当者名	

現況		調整方針	備考	
記載事項	中条町	黒川村		
	<ul style="list-style-type: none"> 南イリノイ大学との連携による国際理解教育の推進 学校法人太平洋が実施する英会話教室の受講生への補助 (15年度一学期幼稚園児・小学生・中学生受講者数431名15年度補助金額9116千円) 学校法人太平洋と委託契約し、中条町国際理解教育の年間指導計画に基づき、町内5小学校にALTを派遣し英語に慣れ親しむことにより国際人としてのコミュニケーション感覚や自己表現力を育てる。(15年度年間委託料5994千円) 地域の方や保護者から国際理解教育の講師をお願いし、児童生徒の国際理解を図る。(中国人・アメリカ人・スリランカ人等) 	<ul style="list-style-type: none"> 黒川村国際理解教育の年間指導計画に基づき、村内小・中学校にALTを派遣し英語に慣れ親しむことにより国際人としてのコミュニケーション感覚や自己表現力を育てる。 外国人を招いて交流会を行い、児童の国際理解教育を図る。(平成15年度はインド舞踊団を招致) <p>財政への影響額 算出根拠 小中学生 10人 × 500円 × 45回/年 = 225,000円</p>	合併時に中条町の例により統一する。	
関係法令等	・中条町英会話教室開催事業補助金交付要綱			

財政への影響額 単位：千円			
	予算額	調整後見込額	影響額(増減)
中条町	14,482	14,482	0
黒川村	0	225	225
計	14,482	14,707	225

備考 平成15年度当初予算ベース

行政制度調整表

専門部会	7	教育部会	分類	6	教育の多様化
分科会	2	学校教育分科会	調整項目	7	人権教育

中条町担当	教育課	学校教育係	担当者名	
黒川村担当	庶務課	学校教育係	担当者名	

現況			調整方針	備考																				
記載事項	中条町	黒川村																						
	<ul style="list-style-type: none"> 中条町には同和の指定地区があり、部落解放同盟の中条支部もある。人権教育推進において同和教育を町の教育推進項目に掲げ実践している。また、きのと小学校においては旧の同和加配である生徒支援加配がされている。 上記の状態を考慮し、町では人権問題・同和問題に対する正しい理解や知識を深めるため校内研修の充実や児童生徒用副読本、指導資料を活用し、計画的で着実な事業実践を行ない豊かな人権感覚をはぐくむ教育を推進し、一人一人が尊重される差別のない人間尊重の精神に貫かれた学校・学級づくりの推進に努めている。 	<ul style="list-style-type: none"> 黒川村には同和の指定地区はありませんが、人権尊重の精神に基づき、人権感覚を磨き、人の心の痛みが分かる子供の育成、差別や偏見を許さず、自分の問題として考え、協力して解決していこうとする子供の育成に努めている。 	合併時に中条町の例により統一する。																					
			<table border="1"> <tr> <td colspan="2">財政への影響額</td> <td colspan="2">単位：千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>予算額</td> <td>調整後見込額</td> <td>影響額（増減）</td> </tr> <tr> <td>中条町</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>黒川村</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		財政への影響額		単位：千円			予算額	調整後見込額	影響額（増減）	中条町				黒川村				計			
財政への影響額		単位：千円																						
	予算額	調整後見込額	影響額（増減）																					
中条町																								
黒川村																								
計																								
関係法令等				備考 平成15年度当初予算ベース																				

行政制度調整表

専門部会	7	教育部会	分類	7	給食及び給食センター
分科会	2	学校教育分科会	調整項目	1	給食方式

中条町担当	教育課	東給食センター	担当者名	
黒川村担当	庶務課	学校教育係	担当者名	

現 況		調 整 方 針	備 考
記載事項	中 条 町		
	<p>センター方式</p> <p>中条町の小学校5校中学校3校及び1幼稚園の給食を東西給食センター2ヶ所から供給</p> <p>センター方式開始時期：</p> <p style="padding-left: 40px;">東給食センター 昭和53年11月</p> <p style="padding-left: 40px;">西給食センター 昭和54年6月</p>	<p>小学校 3校 } 中学校 1校 } 単独方式</p>	<p>現行のとおりとする。</p>
関係法令等	<ul style="list-style-type: none"> 中条町学校給食センター設置条例 中条町学校給食センター管理運営に関する規則 		

財政への影響額		単位：千円	
	予算額	調整後見込額	影響額（増減）
中条町			
黒川村			
計			
備考 平成15年度当初予算ベース			

行政制度調整表

専門部会	7	教育部会	分類	7	給食及び給食センター
分科会	2	学校教育分科会	調整項目	7	米給食推進補助金

中条町担当	教育課	東給食センター	担当者名	
黒川村担当	庶務課	学校教育係	担当者名	

現 況		調 整 方 針	備 考
記載事項	中 条 町		
	<p>中条産コシヒカリ給食補助金有</p> <p>(中条町1/2、中条町農協1/2)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中条町コシヒカリ給食補助金有り。 ・地産地消として地元産コシヒカリ米給食を実施する。 ・補助額は、県学校給食統一方式米価格と自主流通米(コシヒカリ米価格)の差額を中条町が1/2、中条農協が1/2。 	<p>該当なし</p> <p>財政への影響額 算出根拠</p> <p>4,340kg × 96円(自主流通米との差額) = 416,640円</p>	<p>中条町の例による。</p>
関係法令等	・中条町学校給食における自主流通米(コシヒカリ)による米飯給食実施要領		

財政への影響額		単位：千円	
	予算額	調整後見込額	影響額(増減)
中条町	2,499	2,499	0
黒川村	0	417	417
計	2,499	2,916	417

備考 平成15年度当初予算ベース

行政制度調整表

専門部会	7	教育部会	分類	7	給食及び給食センター
分科会	2	学校教育分科会	調整項目	9	学校給食用米粉パン供給事業

中条町担当	教育課	東給食センター	担当者名	
黒川村担当	庶務課	学校教育係	担当者名	

現況		調整方針	備考
記載事項	中条町		
	該当なし	<ul style="list-style-type: none"> ・小中学校、月1回米粉パン給食を実施し、県の補助事業を受けている。 ・米粉パンを実施するにあたり、価格の差のうち2/3については県の補助を受け、1/3について村から各学校の給食会へ補助している。 ・予算の計上科目は、農林水産費の農業振興費の補助金に計上。 (米粉消費推進事業補助) 	<p>合併後に調整する。</p> <p>ただし、合併年度は現行のとおりとする。</p>
関係法令等			

財政への影響額			単位：千円
	予算額	調整後見込額	影響額(増減)
中条町			
黒川村			
計			
備考 平成15年度当初予算ベース			

行政制度調整表

専門部会	7	教育部会	分類	8	教育支援事業
分科会	2	学校教育分科会	調整項目	1	要保護、準要保護児童生徒就学援助

中条町担当	教育課	学校教育係	担当者名	
黒川村担当	庶務課	学校教育係	担当者名	

現況		調整方針	備考																															
記載事項	中条町	黒川村																																
目的	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経済的理由により就学が困難な学齢児童生徒の保護者に対して必要な援助を行う。 ・ 国の補助事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経済的理由により就学が困難な学齢児童生徒の保護者に対して必要な援助を行う。 ・ 国の補助事業 	合併時に中条町の例により統一する。 ただし、合併年度は現行のとおりとする。																															
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 毎年2月に民生委員で就学援助会議を開催。 ・ 3月中旬までに該当者に民生委員を通じて申請して貰う。 ・ 6月に前年の所得が確定するので、調査の上、教育委員会で認定する。 ・ 該当者へは、各学期末に支給する。 ・ 年度を通じて、申請は受け付ける。 ・ 平成15年度の認定者 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>小学校</th> <th>中学校</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>要保護</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>準要保護</td> <td>62</td> <td>36</td> <td>98</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>67</td> <td>42</td> <td>109</td> </tr> </tbody> </table>	区分		小学校	中学校	計	要保護	5	6	11	準要保護	62	36	98	計	67	42	109	<ul style="list-style-type: none"> ・ 毎年2月に学校長から認定の必要のある児童生徒を出してもらい民生委員に内容説明をし、依頼。 ・ 3月中旬までに該当者に民生委員を通じて申請して貰う。 ・ 4月の教育委員会にはかり認定する。 ・ 該当者へは、学用品は年3回、給食費は年6回、他は年1回で支給。 ・ 年度を通じて、申請は受け付ける。 ・ 平成15年度の認定者 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>小学校</th> <th>中学校</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>要保護</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>準要保護</td> <td>5</td> <td>1</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>5</td> <td>1</td> <td>6</td> </tr> </tbody> </table>	区分	小学校	中学校	計	要保護				準要保護	5	1	6	計	5	1
区分	小学校	中学校	計																															
要保護	5	6	11																															
準要保護	62	36	98																															
計	67	42	109																															
区分	小学校	中学校	計																															
要保護																																		
準要保護	5	1	6																															
計	5	1	6																															
関係法令等	就学が困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律・学校保健法・学校給食法	就学が困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律・学校保健法・学校給食法	財政への影響額 単位：千円 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>予算額</th> <th>調整後見込額</th> <th>影響額(増減)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中条町</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>黒川村</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> 備考 平成15年度当初予算ベース		予算額	調整後見込額	影響額(増減)	中条町				黒川村				計																		
	予算額	調整後見込額	影響額(増減)																															
中条町																																		
黒川村																																		
計																																		

行政制度調整表

専門部会	7	教育部会	分類	8	教育支援事業
分科会	2	学校教育分科会	調整項目	2	特殊教育就学援助

中条町担当	教育課	学校教育係	担当者名	
黒川村担当	庶務課	学校教育係	担当者名	

現況			調整方針	備考																														
記載事項	中条町	黒川村																																
目的 概要	<ul style="list-style-type: none"> ・特殊学級に在籍している児童生徒の保護者に対して経済的負担の軽減をはかる。 ・国の補助事業 ・中条町立小・中学校の特殊学級に在籍している児童生徒の保護者に学期末毎に援助費を支給している ・6月に該当者に「特殊教育就学奨励費にかかる収入額・需要額調書」を提出させ、調査決定する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・特殊学級に在籍している児童生徒の保護者に対して経済的負担の軽減をはかる。 ・国の補助事業 ・黒川村立小学校の特殊学級に在籍している児童の保護者に、学期末毎に援助費を支給している。 ・6月に該当者に「特殊教育就学奨励費にかかる収入額・需要額調書」を提出させ、調査決定する。 	両町村で差異がないため、現行のとおりとする。																															
関係法令等			<table border="1"> <tr> <td colspan="4">財政への影響額</td> <td>単位：千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>予算額</td> <td>調整後見込額</td> <td colspan="2">影響額（増減）</td> </tr> <tr> <td>中条町</td> <td></td> <td></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>黒川村</td> <td></td> <td></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="5">備考 平成15年度当初予算ベース</td> </tr> </table>		財政への影響額				単位：千円		予算額	調整後見込額	影響額（増減）		中条町					黒川村					計					備考 平成15年度当初予算ベース				
財政への影響額				単位：千円																														
	予算額	調整後見込額	影響額（増減）																															
中条町																																		
黒川村																																		
計																																		
備考 平成15年度当初予算ベース																																		

行政制度調整表

専門部会	7	教育部会	分類	8	教育支援事業
分科会	2	学校教育分科会	調整項目	3	特殊諸学校就学奨励制度

中条町担当	教育課	学校教育係	担当者名	
黒川村担当	庶務課	学校教育係	担当者名	

現 況			調 整 方 針	備 考																														
記載事項	中 条 町	黒 川 村																																
目的 概要	<ul style="list-style-type: none"> ・特殊諸学校に在籍している児童生徒の保護者に対して経済的負担の軽減を図るため、補助金を交付する。 ・町単独の補助事業 ・3月中旬に各特殊諸学校に在籍者の調査を行い、該当者に補助金申請書の提出を求め、月額4,000円×12月分を支給する。 	該当なし	中条町の例による。																															
関係法令等	・特殊学校等児童生徒補助金交付規程		<table border="1"> <tr> <td colspan="4">財政への影響額</td> <td>単位：千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>予算額</td> <td>調整後見込額</td> <td colspan="2">影響額（増減）</td> </tr> <tr> <td>中条町</td> <td></td> <td></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>黒川村</td> <td></td> <td></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="5">備考 平成15年度当初予算ベース</td> </tr> </table>		財政への影響額				単位：千円		予算額	調整後見込額	影響額（増減）		中条町					黒川村					計					備考 平成15年度当初予算ベース				
財政への影響額				単位：千円																														
	予算額	調整後見込額	影響額（増減）																															
中条町																																		
黒川村																																		
計																																		
備考 平成15年度当初予算ベース																																		

行政制度調整表

専門部会	7	教育部会	分類	8	教育支援事業
分科会	2	学校教育分科会	調整項目	4	奨学金

中条町担当	教育課	学校教育係	担当者名	
黒川村担当	庶務課	学校教育係	担当者名	

現況			調整方針	備考																														
記載事項	中条町	黒川村																																
目的	・教育の機会均等の趣旨に基づき、学業に優れ、かつ、心身ともに健全な学生であって、経済的な理由により就学困難な者に対して、奨学金を貸与する。	・黒川村の住民にして、能力あるにも関わらず、経済的理由によって就学困難な者に対して育英資金を貸与し、有能なる村民の養成と教育の理念達成に資することを目的とする。	両町村の制度をもとにして、新たな制度を定める。 ただし、合併時において貸付されているものについて現行の制度を適用する。																															
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・2月中旬に「中条町だより」に奨学金貸与について掲載し、4月末日までの提出期日とする。 ・6月に前年の所得が確定するので、その後奨学生選考委員会で貸与者を決定する。 ・平成15年度現在 <ul style="list-style-type: none"> 貸与者 30名 17,760千円 償還者 77名 9,206千円(予定) ・貸与月額 3万円又は5万円 ・貸付対象者 大学生・短大生・大学院生・SIUC新潟校生 ・貸与期間終了後8ヵ月据え置き10年償還 ・毎年約7～8名程を貸付決定 	<ul style="list-style-type: none"> ・1月の広報「くろかわ」に奨学金貸与について掲載し、3月25日までの提出期日とする。 ・4月の教育委員会で貸与者を決定する。 ・年度を通じて申請は受け付ける。 ・平成15年度現在 <ul style="list-style-type: none"> 貸与者 41名 17,680千円 返還者 63名 13,042千円(予定) ・貸与月額 1万円又は4万円 ・貸与対象者 高等学校生・各種専門学校、大学又は大学院生 ・貸与期間終了後6ヵ月据え置き3年又は8年で償還。 ・毎年約15～16名程貸付決定。 																																
関係法令等	中条町奨学金貸与基金条例 中条町奨学金貸与基金条例施行規則	黒川村育英資金条例 黒川村育英資金条例施行規則	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">財政への影響額</th> <th>単位：千円</th> </tr> <tr> <th></th> <th>予算額</th> <th>調整後見込額</th> <th colspan="2">影響額(増減)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中条町</td> <td></td> <td></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>黒川村</td> <td></td> <td></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="5">備考 平成15年度当初予算ベース</td> </tr> </tbody> </table>		財政への影響額				単位：千円		予算額	調整後見込額	影響額(増減)		中条町					黒川村					計					備考 平成15年度当初予算ベース				
財政への影響額				単位：千円																														
	予算額	調整後見込額	影響額(増減)																															
中条町																																		
黒川村																																		
計																																		
備考 平成15年度当初予算ベース																																		

行政制度調整表

専門部会	7	教育部会	分類	8	教育支援事業
分科会	2	学校教育分科会	調整項目	5	私立学校学費助成制度

中条町担当	教育課	学校教育係	担当者名	
黒川村担当	庶務課	学校教育係	担当者名	

現 況			調 整 方 針	備 考
記載事項	中 条 町	黒 川 村		
	<ul style="list-style-type: none"> 新発田中央高等学校教育振興費補助 同校の教育の振興と学校経営の健全化を図るため中条町住民の在籍生徒数に応じて一人1万円を補助する。 (15年度補助額 430千円) 15年度に新潟明訓高等学校より補助要請あり。 	<ul style="list-style-type: none"> 新発田中央高等学校教育振興費補助 同校の教育の振興と学校経営の健全化を図るため黒川村住民の在籍生徒数に応じて一人1万円を補助する。 (15年度補助額 130千円) 15年度に新潟明訓高等学校より補助要請あり。 	両町村で差異がないため、現行のとおりとする。	
			財政への影響額 単位：千円	
			予算額	調整後見込額
			中条町	影響額(増減)
			黒川村	
			計	
関係法令等			備考 平成15年度当初予算ベース	

行政制度調整表

専門部会	7	教育部会	分類	8	教育支援事業
分科会	2	学校教育分科会	調整項目	6	私立幼稚園教育振興補助

中条町担当	教育課	学校教育係	担当者名	
黒川村担当	庶務課	学校教育係	担当者名	

現況			調整方針	備考																									
記載事項	中条町	黒川村																											
	<p>中条町の私立幼稚園は中条聖心幼稚園1園のみで次の支援をしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 教育振興費補助 基本額 300万円と園児1人当たり5千円 15年度補助金 3,180,000円 ・ バス運行補助金 送迎バス運行費補助金 15年度補助金 2,795,096円 ・ 医師・薬剤師等補助金 医師管理報酬等の補助 15年度補助金 229,904円 ・ 入園児2人目保育料補助金 同一家庭より2人以上入園している場合、2人目の半額補助 15年度補助金 677,760円 ・ 第3子保育料補助金 同一家庭に10歳以下の児童が3人以上いる場合の3人目からの入園者の保育料の全額補助 15年度補助金 2,360,400円 <p>中条聖心幼稚園の園舎改築に伴う補助金 平成13年度に議会で債務負担行為の議決済 5千万円の元利償還を5年間に分け補助する 15年度補助金 10,531,544円</p>	該当なし	中条町の例による。																										
			<table border="1"> <tr> <td colspan="4">財政への影響額</td> <td>単位：千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>予算額</td> <td>調整後見込額</td> <td colspan="2">影響額(増減)</td> </tr> <tr> <td>中条町</td> <td></td> <td></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>黒川村</td> <td></td> <td></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td colspan="2"></td> </tr> </table>		財政への影響額				単位：千円		予算額	調整後見込額	影響額(増減)		中条町					黒川村					計				
財政への影響額				単位：千円																									
	予算額	調整後見込額	影響額(増減)																										
中条町																													
黒川村																													
計																													
関係法令等	・ 中条町私立幼稚園教育振興補助金交付要綱		備考 平成15年度当初予算ベース																										

行政制度調整表

専門部会	7	教育部会	分類	8	教育支援事業
分科会	2	学校教育分科会	調整項目	7	教育活動補助金

中条町担当	教育課	学校教育係	担当者名	
黒川村担当	庶務課	学校教育係	担当者名	

現況			調整方針	備考																
記載事項	中条町	黒川村																		
	<ul style="list-style-type: none"> 小学校各種教育研究会等補助金 県小学校校長会負担金他25件の負担金・会費等の補助として平成15年度予算 600千円 小・中学校各種教育研究会補助金 中学校長会負担金等16項目の各種負担金をはじめ特殊教育補助金などの補助金7項目について補助する。 平成15年度予算 1,306千円 	<ul style="list-style-type: none"> 黒川村学校教育研究会補助金 150千円 	<p>中条町の例による。 ただし、合併年度については現行のとおりとする。</p>																	
			<p>財政への影響額 単位：千円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>予算額</th> <th>調整後見込額</th> <th>影響額(増減)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中条町</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>黒川村</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			予算額	調整後見込額	影響額(増減)	中条町				黒川村				計			
	予算額	調整後見込額	影響額(増減)																	
中条町																				
黒川村																				
計																				
関係法令等			備考 平成15年度当初予算ベース																	

行政制度調整表

専門部会	7	教育部会	分類	9	その他
分科会	2	学校教育分科会	調整項目	6	遠距離児童生徒通学費補助

中条町担当	教育課	学校教育係	担当者名	
黒川村担当	庶務課	学校教育係	担当者名	

現況		調整方針	備考																				
記載事項	中条町			黒川村																			
	実施なし	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校児童は現在申請者なし。 ・中学校生徒は12月から3月末まで実施。通学距離が4km以上で通学に要する交通費の補助で、補助の額は補助対象経費のうち一定額を超える額。 現在は1ヶ月2,000円を超える額を補助している。 胎内交通観光のバスを利用し、1ヶ月1人2,000円負担し、残りは村が補助している。 	黒川村の例による。																				
関係法令等		黒川村小中学校遠距離児童・生徒通学費補助金交付要綱																					
		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">財政への影響額</th> <th colspan="2">単位：千円</th> </tr> <tr> <th></th> <th>予算額</th> <th>調整後見込額</th> <th>影響額(増減)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中条町</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>黒川村</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		財政への影響額		単位：千円			予算額	調整後見込額	影響額(増減)	中条町				黒川村				計			
財政への影響額		単位：千円																					
	予算額	調整後見込額	影響額(増減)																				
中条町																							
黒川村																							
計																							
		備考 平成15年度当初予算ベース																					